

# ING Japanese Bond Open

投資信託説明書  
(交付目論見書)  
平成23年8月18日

(愛称)

## ヨール・ファンド

アイエヌジー・日本債券オープン (追加型投信/国内/債券)

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

**アイエヌジー投信株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第300号



ホームページ

<http://www.ingfunds.co.jp/>



電話番号

03-5210-0653 (9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**住友信託銀行株式会社**



商品分類						
商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産(投資信託証券(債券)) <sup>(注1)</sup>	年1回	日本 <sup>(注2)</sup>	ファミリーファンド

(注1) その他資産(投資信託証券(債券))とは、投資信託約款において投資信託証券(当ファンドの場合はアイエヌジー・日本債券マザーファンド)を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注2) 投資対象地域の日本とは、投資信託約款において、実質組入れ資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類、属性区分の定義について詳しくは、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

委託会社の情報		(平成23年6月末現在)
委託会社名	アイエヌジー投信株式会社	
設立年月日	1999年9月8日	
資本金	4億8千万円	
運用する投資信託財産の合計純資産総額	3,624億円	

- 「アイエヌジー・日本債券オープン」の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月17日に関東財務局長に提出し、平成23年8月18日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的

主に日本の債券に実質的に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 特色 1

主としてアイエヌジー・日本債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、安定的な収益の獲得と信託財産の着実な成長を目指して、ポートフォリオを構成します。なお、日本の債券等に直接投資する場合があります。

### 特色 2

ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。

### 特色 3

債券への実質投資割合は高位に保ちます。

### 特色 4

ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。

## ファンドの特色

### 特色 5

ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付けは原則としてA格以上に保ちます。

### 特色 6

債券の投資プロセスは、次のステップで行います。



### 特色 7

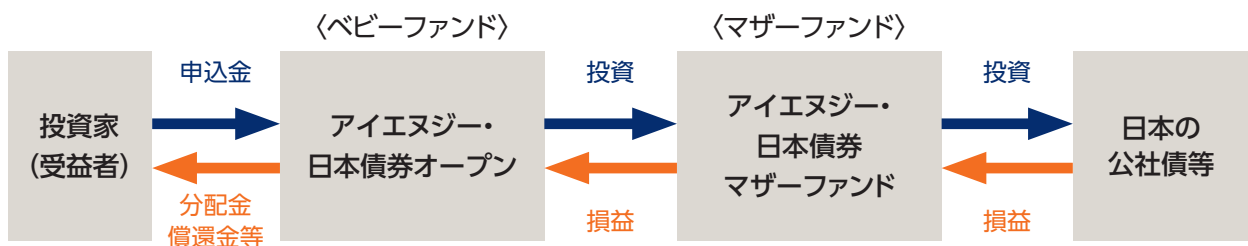
シティグループ日本国債インデックスをベンチマークとします。

※資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資することにより実質的な運用を行う仕組みです。



※「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

## 分配方針

決算日(毎年5月17日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

### 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

### 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

### 留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

## 主な投資制限

- 1 株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 2 マザーファンドを除く投資信託証券への実質的な投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

## 主な変動要因

### 金利変動リスク

公社債等は市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格が下落します。当ファンドは実質的に公社債等に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額は変動します。

### 信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、公社債等の価格は変動します。公社債等の発行体が債務不履行になった場合には、公社債等の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

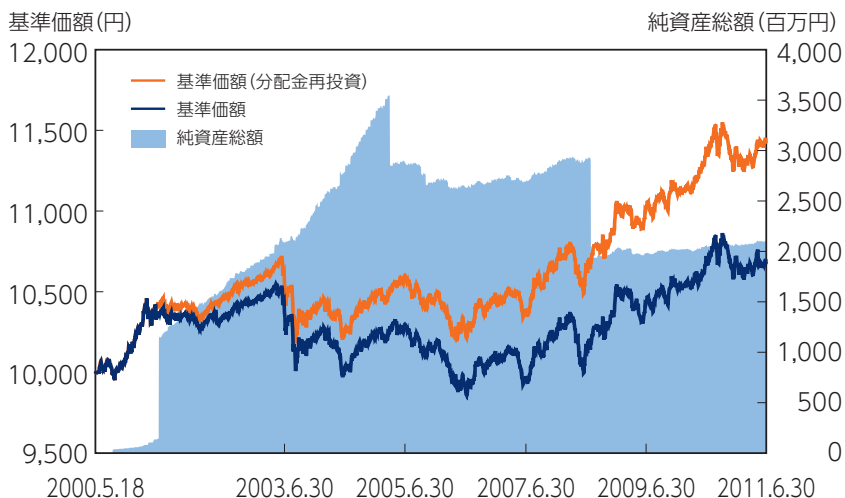
委託会社において、投資リスク管理に関する独立した会議(審査会議)を設けており、当該会議でパフォーマンスの分析および投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動および資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、当該会議とは別にコンプライアンス・リスクマネジメント部およびCIO(チーフ・インベストメント・オフィサー)が信託約款や投資ガイドライン等の遵守状況をモニターしており、違反等についてはコンプライアンス委員会に報告されます。

データは2011年6月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 〈分配の推移〉

決算期	分配金
第1期(2001/5/17)	60円
第2期(2002/5/17)	60円
第3期(2003/5/19)	60円
第4期(2004/5/17)	60円
第5期(2005/5/17)	60円
第6期(2006/5/17)	60円
第7期(2007/5/17)	60円
第8期(2008/5/19)	70円
第9期(2009/5/18)	70円
第10期(2010/5/17)	70円
第11期(2011/5/17)	70円
設定来累計	700円

## 〈基準価額・純資産の推移〉



※分配金は1万口当たり、税引き前です。

※基準価額(分配金再投資)とは、税引き前の分配金を再投資したと仮定して算出した基準価額をいいます。

## 〈主要な資産の状況〉 ※下記データは過去のものであり、予告なしに変更されます。また、下記は参考情報であり、特定の有価証券についての投資の勧誘あるいは投資の助言を意図するものではありません。

### 投資状況(アイエヌジー・日本債券オープン)

資産の種類	投資比率(%)
アイエヌジー・日本債券マザーファンド受益証券	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	△0.07
合計	100.00

### アイエヌジー・日本債券マザーファンドの組入上位10銘柄

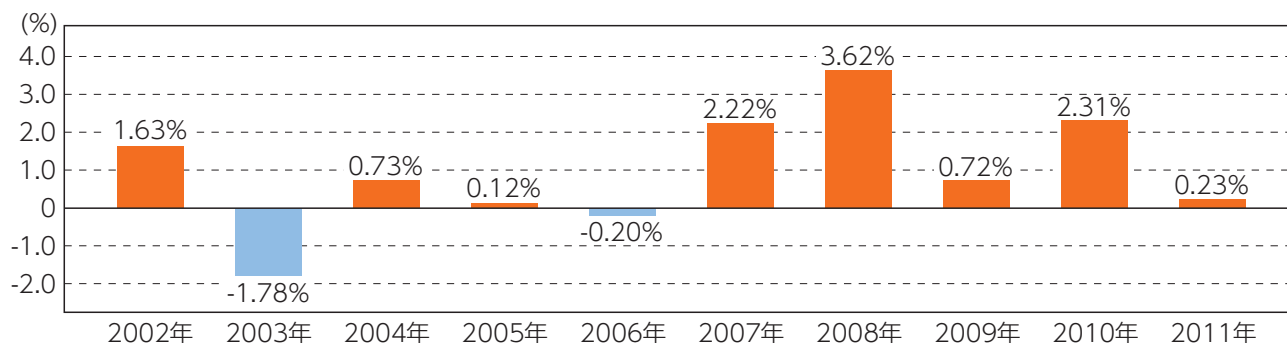
順位	種類	国・地域名	銘柄名	投資比率(%)
1	国債証券	日本	第32回利付国債(30年)	3.83
2	国債証券	日本	第301回利付国債(10年)	3.80
3	国債証券	日本	第273回利付国債(10年)	3.79
4	国債証券	日本	第261回利付国債(10年)	3.78
5	国債証券	日本	第268回利付国債(10年)	3.78
6	国債証券	日本	第259回利付国債(10年)	3.74
7	国債証券	日本	第111回利付国債(20年)	3.64
8	国債証券	日本	第281回利付国債(10年)	3.51
9	国債証券	日本	第279回利付国債(10年)	3.50
10	国債証券	日本	第256回利付国債(10年)	3.35

※投資比率はアイエヌジー・日本債券マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の投資割合です。

### 投資状況(アイエヌジー・日本債券マザーファンド)

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	82.80
普通社債券	13.10
特殊債券	2.53
地方債証券	0.65
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0.92
合計	100.00

## 〈年間収益率の推移〉



※2011年は6月末までの収益率です。

※税引き前の分配金を再投資したと仮定して収益率を算出しています。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。
購入の申込期間	平成23年8月18日から平成24年8月16日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	無期限(平成12年5月18日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ●信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ●やむを得ない事情が発生したとき
決算日	5月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	決算日に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。販売会社との契約によっては分配金が自動的に再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。ご購入時の申込手数料の料率の上限は購入申込日の基準価額の1.575%(税抜き1.5%)です。
信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して年率0.5775%(税抜き0.55%) ※運用管理費用は毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。						
配分	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.2625%(税抜き0.25%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.2625%(税抜き0.25%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.0525%(税抜き0.05%)</td> </tr> </table>	委託会社	年率0.2625%(税抜き0.25%)	販売会社	年率0.2625%(税抜き0.25%)	受託会社	年率0.0525%(税抜き0.05%)
委託会社	年率0.2625%(税抜き0.25%)						
販売会社	年率0.2625%(税抜き0.25%)						
受託会社	年率0.0525%(税抜き0.05%)						
その他の費用・手数料	ファンドに関する組入有価証券の売買時の売買委託手数料、監査費用、信託事務の処理に要する費用等は受益者の負担とし信託財産から支払われます。これらの費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。						

※ファンドの費用の合計額については、ご投資家の皆様が発行したファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- 税金は、表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。